

令和3年5月21日（金）15時00分～

交通政策審議会 海事分科会 第136回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第136回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず、初めにウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れてしまうおそれがございます。発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

本日の船員部会は、委員及び臨時委員総員19名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいります。まず、議題1の報告事項である、「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることがで

きるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高乗船員政策課課長補佐】 事務局の船員政策課、高乗でございます。よろしくお願いいたします。

資料の1をご覧ください。1ポツ、改正の趣旨でございますが、男女雇用機会均等法では、事業主に対しまして、女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならないと定められております。

この保健指導や健康診査とは何かといいますと、母子保健法に基づきまして、医師などが妊産婦に対して行うものでございます。この必要な措置というのは、例えば勤務時間の短縮、勤務の軽減、こういったことが考えられます。

これを受けまして、2つ目の丸ですが、同法では、この事業主が講ずべき措置の実施について指針を定めることとしております。これを受けまして、1つ目のポツ、厚労大臣が陸上の女性労働者のための指針、2つ目のポツ、国交大臣のほうは女子船員のための指針をそれぞれ定めてございます。

3つ目の丸ですけれども、厚労省の女性労働者の指針では、女性労働者に係る医師等の指導事項の内容が当該事業主のほうに的確に伝達され、そして、その措置の内容が明確になりますように、母性健康管理指導事項連絡カード、通称母健カードといいますけれども、こちらが別記様式として規定をされております。そして、国交省の女子船員の指針においても、同様の規定がございます。

このカードにつきまして、制定から一定期間が経過いたしましたので、今般、厚労省の指針におきまして、医学的な知見から文言の適正化等の見直しを行うこととしておりまして、これを踏まえまして、国交省の女子船員の指針についても同様の改正を行うものでございます。なお、厚労省のほうの告示については、7月1日からの適用を予定しているということでございます。

2ポツ、改正の概要でございます。これについては、この資料1と併せて、資料1の参考の1枚目と2枚目も併せてご覧ください。参考の1枚目は、改正後の様式、参考の2枚目は、現行の様式でございます。

参考2枚目の現行の様式のほうからまずご覧ください。どんな構成になっているかといいますと、まず、この連絡カードの1枚目、左側ですけれども、氏名があって、そして指導事項の欄がございます。すなわち、つわり、妊娠悪阻、そういった症状に応じて、その

右側に標準措置と書かれた措置の内容が並んでございます。

そして、右のページのほうに参りますと、標準措置と異なる措置が必要であれば特記するようにであるとか、その期間であるとか、そういったことが並んでございます。

ここで、最初の資料1と併せて読んでいただきたいんですけれども、改正点を申し上げます。まず、この連絡カードの症状として、古いほうの様式の中で、左の中ほどに切迫流産、切迫早産、こういった文言が並んでございますが、今の医学的知見を反映しまして、違った言葉に置き換えることとしてございます。新しいほうの様式の左側をご覧ください。症状のところは、腹部緊満感、子宮収縮と書かれてございます。これが改正の内容として例示してある1点目でございます。

それから、例示の2点目、医師等による記載欄を表裏2面から表面に集約ということですが、現行の古い様式では、指導事項について2枚目にもわたって記載するような書式になっているところを、より書きやすいように、全て1枚目にまとめたような書式になってございます。

それから、3点目でございます。現行様式では特定の症状に対して選択可能な標準措置が限定的でございましたが、これをより症状に応じて必要な措置を選択しやすい形式に変更しております。どういうことかといいますと、例えば、古い様式の指導事項の一番上の症状のところは、つわりとか妊娠悪阻と書いてございます。これに対して、その右側の標準措置は、勤務時間の短縮とか休業といったことが1つつだけ書いてございます。これに対して、新しい様式の右側、裏面に当たるところでは、つわりとか妊娠悪阻に対して、措置の例ということで、様々な措置を標準的な措置としてカスタマイズして選べるような、そんなフォーマットになってございます。

以上が改正の概要でございまして、もともとの資料1に戻りまして、3ポツ、適用期日等でございます。この告示については、6月に改正の告示を予定してございまして、適用期日については、厚労省の告示と同様に、7月1日からを考えてございます。

説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるために、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラ、マイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。発言の際には、該当する資料のページ、

記載がある箇所などを必ず述べた上で発言をお願いいたします。

では、本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。お願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ、私から1点だけ確認ですが、厚労省管轄下の一般の女性労働者に対して、女子船員固有のこれらの措置に関する何らかの相違というものはあるのでしょうか。それとも全く同じでしょうか。

【高乗船員政策課課長補佐】 書式そのものについてはございません。その上で、取る措置としては、例えば、海上で働いていた方を、陸上の艀装員ですとか支援員に振り替えるような措置といったことも考えられますことから、医師等が、柔軟に様々選ぶ措置の中でそういった指示を出すということはあるかと存じます。

【野川部会長】 ありがとうございます。要するに、ここに「など」というふうにしてある措置として、一般条項的な規定を踏まえて、それを弾力的に運用するという形になる場合に女子船員固有のものがありうる、こういうことですね。

【高乗船員政策課課長補佐】 はい。

【野川部会長】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、本件について特にないようでしたら、続きまして、議題2の審議事項であります、「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しませんでしたと議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。

【内藤臨時委員】 部会長、内航総連、邦洋海運の内藤です。よろしいでしょうか。

【野川部会長】 内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 働き方改革が国会で成立されて、施行が1年後というふうに伴ってあります。このルールとしては、船長の船内記録簿から、船舶所有者もしくは船舶管理会社の労働時間の管理責任者というようなルールをつくられて、適正なる労働時間の管理をしていこうというような理解をしております。

それに当たって、やはり船長に任せた分から、会社が的確に労働時間を把握して、それを所有し、コンプライアンスでルールを守っていくという理解をしておりますので、詳細について、私ども内航総連、三千数社おりますので、行政のほうから的確にそのルールが守られるような行政指導のほどを、この1年間でお願いしたいと思っております。

やはりせっかくこのような法案で通していただいたものですから、それを実行するのが我々の義務であり、また、用船者のほうにどのような報告形式でやればいいのか、具体的な話はこれからになってくると思っておりますので、ぜひ詳細の行政指導ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【高桑船員政策課課長補佐】 補足いたします。

【野川部会長】 お願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 内藤委員、ありがとうございます。船員政策課の高桑でございます。おっしゃったとおり、先般法律も成立をいたしまして、その中で、労務管理責任者の選定、適正な就業機会の確保などに関する多くの船員関係法令の改正については、1年以内の施行とされてございます。

1年以内の施行の間に、政省令をはじめとして、ガイドラインですとか、様々な執行のための準備をしていきたいと思っております。その中で、やはり事業者の皆様に対しても周知をしっかりとしていきたい。そして、労務管理責任者になる方がきちんとノウハウを身につけていただくとともに、具体的に労働時間を管理するための、例えばソフトウェアみたいなものも皆様のほうで順次整備をされると思うんですけれども、そういったことをどういうふうにやっていくのか、まさに議論しているところでございますので、皆様のご協力、ご理解を得ながら進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 よろしくお願いいいたします。

内藤委員よろしいでしょうか。

【内藤臨時委員】 はい。了解しました。やはり、守ることが大切だと思いますので、ぜひ行政指導の下、的確にできる方法をお考えいただきたいと思います。私どもも前向きにやるべきだというふうに理解しています。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。事務局。

【岡村労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。事務局からご報告がございます。

本部会において長きにわたりご議論いただき取りまとめられました「船員の働き方改革の実現に向けて」に関しまして、取りまとめを踏まえた船員法改正を含みます「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」につきましては、衆議院・参議院の両議院におきまして全会一致で可決いただき、先週14日の金曜日に成立し、本日21日に公布されました。

改めまして、この場をお借りしまして、委員の皆様方はじめ関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

今後は、本法案の着実な施行に向けて取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本日21日に公布をされたということで、これ、船員法の本体部分の改正というのはいかに以前に遡ってしまいますので、実は当部会にとっては非常に大きな改正ということになります。内容的にも、単なる技術的な改正ではなくて、船員の働き方に対する基本的な対応の在り方というものについての新しいルールも含まれておりますので、非常に重要な内容の法律が無事に成立し公布されたということをご大きな成果としてここで確認し、また、皆様のご協力を得てこのような形で成果を得られたということに、私からも感謝を申し上げたいと存じます。

先ほど内藤委員からもございましたが、この1年間でこれが空回りしないように、実質

的なルールとして普及していくように、ぜひ私からも行政からの的確な対応をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、ほかになれば事務局にお返しいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これで本日、交通政策審議会海事分科会第136回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —